

# 平成19年第18回教育委員会記録

平成19年11月14日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日時 平成19年11月14日(水) 午後2時00分～午後2時26分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 小澄 龍太郎  
庶務課長 井口 順司 教育改革推進長 中村 一郎  
学校適正配置担当課長 徳 嵩 淳一 学務課長 渡辺 幸一  
社会教育スポーツ課長 森田 師郎 郷土博物館長 菱山 栄二  
済美教育一長 根本 信司 済美教育一長 坂田 篤  
統括指導主事  
中央図書館長 和田 義広

事務局職員 法規担当係長 佐野 太一 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 7名

### 会議に付した事件

#### (報告事項)

- (1) 平成20年度の区立幼稚園児(新4歳児) 定期募集結果
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

**(議案)**

- 議案第129号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 議案第130号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則
- 議案第131号 杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第132号 平成19年度杉並区一般会計補正予算(第3号)

## 目 次

議事録署名委員の指名について	4
報告事項	
（１）平成20年度の区立幼稚園児(新4歳児) 定期募集結果	4
（２）杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	5
議案審議	
議案第129号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則	6
議案第130号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則	6
議案第131号 杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改 正する条例	7
議案第132号 平成19年度杉並区一般会計補正予算(第3号)	9

**委員長** ただいまから第18回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は大藏委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたように、報告が2件、議案が4件となっております。

日程第4、議案第131号及び日程第5、議案第132号は、平成19年第4回区議会定例会の提出予定議案でありまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づきまして、区長からの意見聴取案件となっております。

したがいまして、以上の案件の審議につきましては、同法律の第13条によりまして、会議を非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第131号及び議案第132号の審議は、非公開とさせていただきます。

それでは、日程第1、報告事項の聴取に入らせていただきます。

初めに、「平成20年度の区立幼稚園児(新4歳児)定期募集結果」についてのご説明を学務課長からお願いいたします。

**学務課長** ご報告を申し上げます。

今回のご報告につきましては、来年4月に入園予定の園児の募集結果のご報告でございます。資料をご覧ください。

今回の募集につきましては、去る11月1日、2日の2日間にわたりまして、募集を受け付けた結果でございます。

全体の概要でございますけれども、一番下のほうに記載のとおり、応募者数の総数が250名でございます。いわゆる応募率、定員に対する比率ということでございますが、65.1%という数字でございます。括弧内につきましては前年度の数字でございます。トータルではほぼ前年と同じということでございます。

個別に見ますとそれぞれ若干の増減がございますけれども、今後につきましては、基本的に今回定員をオーバーいたしまして抽選というところはございませんでしたので、随時申し込みということを受け付けてまいります。今後、定員に満ちるまで随時応募をさらに受け付けていくということでございます。

なお、ちょうど昨日、本日、明日と入園選考を実施してございます。内容につきましては健康診断と面接でございます。

今後、11月28日に就園指導委員会を経た後、12月10日に決定通知をそれぞれの申込者の方に送付するという予定でございます。

それぞれの園の内容につきましては、また後ほどご参照願えればと存じます。

私からは以上でございます。

**委員長** はい、わかりました。

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**大蔵委員** 高円寺北幼稚園を小学校に繰り込んで以来、少しずつ減っているような傾向ですけれども、これはどうしてですか。

**学務課長** 高円寺北は、もともとあの辺の地域のお子様の数が、パイが少ないということもございまして、また近隣にも私立幼稚園が比較的多いという、そういった若干の事情もございまして、また、基本的には住基人口の増減に応じて対応したカーブなのかなというふうには認識してございますけれども、今後、さらに両者で連携を進める中で、そういった魅力のPRに努めてまいりたいと考えてございます。

**大蔵委員** 絶対数が少ないのはわかりますけれども、しかし減っているのですよね、少しずつ。去年も確か減ったと思うのです。

**学務課長** 応募者数で申しますと、確か17年度31名、18年度がちょっと谷がございまして、24名ということでございまして、19年度が35名、20年度が29名ということで、確かに若干山あり谷ありというような感じでございます。

**委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声)

**委員長** ないようでしたら、これで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についてのご説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 私のほうからは、杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認の10月分のご報告でございます。

先月は37件ございまして、新規が3件です。恐れ入りますが1枚をおめくりいただきたいと思っております。社会教育スポーツ課で2件ございます。1点目は、「西荻地区バレーボール愛好会」でございます。西荻地域区民センターで行うものでございます。2点目は、「弾談の会びあ〜の」でございます、これは杉並公会堂小ホールで行うものでございます。恐れ入りますが4ページをご覧ください。これは済美教育センターでございますが、「早稲田大学教育総合研究所」が行います「特別支援教育講演会」というものでございます。産業商工会館、早稲田大学で行うものです。私のほうからは以上でございます。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**大藏委員** 4 ページ目の早稲田大学の部分ですけれども、これは10月27日から来年の2月2日までになっているのですが、何回もやるのですか。

**済美教育センター統括指導主事** 早稲田大学と連携をしまして、杉並区で実施をするのは全4回のうちの2回でございます。

**大藏委員** それはいつといつですか。

**済美教育センター統括指導主事** 申し訳ありません、詳細な日程はお答えできないんですが、12月と1月の土曜日に実施をいたします。

**委員長** では、ほかにございましたら。よろしいでしょうか。

ほかにございませんようでしたら、この件についてはお聞きしたことにいたします。

以上で報告事項の聴取を終わります。ありがとうございました。

では、次に、議案の審議に入らせていただきます。

杉並区立今川図書館の開設に伴う所要の規定整備ということで、日程第2、議案第129号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」、日程第3、議案第130号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」を上程いたしまして、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第129号及び130号につきまして説明をさせていただきます。

初めに議案第129号についてご説明いたします。この規則は、区の14館構想に基づく図書館整備を推進する中、13館目の地域図書館として、杉並区立今川図書館を開設するため、平成19年第3回区議会定例会で定められました「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めるために制定するものでございます。

施行期日につきましては、開設準備が整う開館日の平成19年12月16日としております。

議案の朗読については省略をさせていただきます。

続きまして、議案第130号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、同じく杉並区立今川図書館の開設に伴い、同図書館の開館時間、休館日を定めるために所要の規定を整備するものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧くださいと思います。

開館時間につきましては、ゆうゆう今川館と併設であることから、利用者の利便性や施設管理上の理由等から、ゆうゆう今川館の開館時間に合わせまして、平日については、他の図書館より1時間長く開館することといたしまして、午前9時から午後9時までとするものでございます。

平日以外の開館時間は他の図書館と同様でございます。

休館日につきましては、定例休館日が同じ西荻地域にある西荻図書館と重ならないよう、方南図書館などと同じ、毎月第1月曜日と第3木曜日とするものでございます。

その他、規定の整備を行っております。

最後に施行期日でございますが、平成19年12月16日でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

**委員長** はい、わかりました。

ただいま一括上程しました議案のご説明につきまして、議案番号を最初に言っていただいてからご質問、ご意見をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** 特にごございませんようですので、お諮りしますが、議案第129号及び議案第130号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第129号及び議案第130号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

それでは、会議の冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開として審議いたします。

**庶務課長** 委員長すみません。ちょっと事務連絡的なお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

**委員長** どうぞ。

**庶務課長** これから非公開になりますので、次回の日程だけをご報告させていただきます。

次回の日程ですが、議会の予定があると聞いておりますので、定例会の日程を変更いたしまして、11月26日月曜日、午前10時30分から予定をしております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**委員長** それでは、恐れ入りますけれども、傍聴人の皆様方、ご退席をよろしくお願いいたします。

(傍聴人退席)

**委員長** では、審議を再開させていただきます。

日程第4、議案第131号「杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、私から議案第131号につきましてご説明いたします。

この議案は、学校教育法等の改正に伴いまして、「杉並区プールの衛生管理等に関する条例」、それから「杉並区立学校設置条例」、「杉並区奨学資金に関する条例」、「杉並区立済美教育センター条例」、以上の4つの条例におきまして所要の規定整備を行うためのものがございます。

学校教育法等の改正は、添付いたしました参考資料の1ページ、こちらの内容でございます。参考資料の1ページのほうをご覧くださいと思いますが、(1)各学校種の目的及び目標の見直し等、(2)副校長その他新しい職の設置、(3)学校評価と情報提供に関する規定の整備、(4)大学等の履修証明制度に伴い改正されたものがございます。

このうち、副校長その他新しい職の設置に関する改正規定につきましては、平成20年4月1日施行のため、今後必要な規定について整備することとなりますが、今回はそれ以外の改正規定が法律の公布の日であります平成19年6月27日から6カ月以内に政令で定める日から施行することになることから、所要の規定整備を行うものがございます。

これまで学校教育法に定める学校の規定順は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、それから最後に幼稚園と規定されておりましたが、教育基本法の改正による新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的、目標を見直したことによりまして、幼稚園については、小学校以降の教育との接続を明確にするとともに、発達の連続性を踏まえ、一番後ろに書いてあったものを一番前に持ってくるという形で規定の改正が行われたところでございます。そのため、これまでの条文構成についても大幅に法律のほうが変更されてきているというところがございます。

新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。おめくりいただきまして新旧対照表の1ページのほうでございます。第1条による改正は、教育委員会の所管の条例ではございませんが、「プールの衛生管理等に関する条例」について、学校教育法の引用条項を改めるものがございます。実体的な変更というものはございません。

第2条による改正は、「杉並区立学校設置条例」の本則で規定している学校種の規定順について、今まで幼稚園が最後だったものを、幼稚園を最初に規定することとして、学校の名称と位置を定めた表を、順序のほうを並びかえて幼稚園からとするものがございます。同じくこれも中身の変更というものはございません。

第3条による改正は、「杉並区奨学資金に関する条例」について、学校教育法の引用状況を改めるほか、規定の整備を行うものがございます。

また、条例のほうの附則第3項による改正として、「杉並区立済美教育センター条例」が引用している「杉並区立学校設置条例」に規定する学校種の規定順の改正を受け、規定の整備を図るものがございます。

なお、附則第2項は、天沼小学校の設置に伴い、第3回区議会定例会で改正いたしました未施行の「杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例」について、今回「杉並区立学校設置条例」を改正することにより、小学校の名称と位置を定めた表の改正規定を改めるものでございます。

最後に、施行日についてですが、法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしております。

議案の朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

**委員長** では、ただいまの説明にご質問、ご意見ございますでしょうか。ございませんか。

学校種の規定順というのは、ほかの条例とか要綱とか、いろいろ関連性が、ほかにはないのですか。

**庶務課長** 条例ベースで言えばここだけです。ただ、規則さらに要綱まで含めちゃいますと、もう少し、かなりその作業というものは多いかとも思います。

**委員長** 条例はこれだけ。

**庶務課長** ええ、条例はこれだけです。

**委員長** わかりました。

よろしいですか。では、議案の第131号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第5、議案第132号「平成19年度杉並区一般会計補正予算(第3号)」を上程し、審議いたします。庶務課長同じくお願いいたします。

**庶務課長** それでは、説明をさせていただきます。資料の方を2枚おめくりいただきまして、ページで言うと1ページという番号が振ってあります。

この表にございますように、今回の補正額は3,000万円の減額、松溪中学校の改築に伴う費用について減額をするという内容でございます。

内容は、仮設校舎の賃借料の経費について補正をするものでございます。松溪中学校の仮設校舎については、19年度、今年度中に設置し、改築工事が竣工する平成21年度末まで賃借することとして、そのための経費として19年度分として3,000万円、20年度、21年度分の債務負担行為を1億8,000万円計上しておりましたが、仮設校舎の設置に当初想定した以上の期間を要することとなったため、平成19年度分の予算を全額減額いたしまして、平成20年度以降における賃借料の限度額を2億1,000万円とするとともに、現在の改築計画では本体の改築工事が竣工するのが21年度末ぎりぎりとなることが予測されることから、仮設校舎の解体等に要する期間を考慮して、

期間を22年度まで延長するよう、債務負担行為の補正を行うこととするものでございます。

なお、仮設校舎の設置時期が当初より3カ月程度遅れることとなりますが、学校側ともこの内容については調整をしているところでございまして、また、現時点において今後の工事工程を調整することによりまして、松溪中学校改築の全体のスケジュールについては、当初の予定である平成21年度末に工事竣工、そして22年度にグラウンド整備等を行うという、当初の予定どおり進めていけるものと考えているところでございます。

先ほど1ページのほうで3,000万の減額ということでご説明いたしました。それとともに、3ページは債務負担行為の補正ということで、期間の平成21年度までという期間を平成22年度までということ、それとあわせて限度額の1億8,000万円を2億1,000万円に改めているところでございます。

説明は以上でございます。

**委員長** はい、わかりました。

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、お諮りします。議案第132号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

これで予定されました日程は、すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。